

「男性・男児のための性暴力被害者ホットライン」開設について周知をお願いする
ものです。

事 務 連 絡
令和5年9月26日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法
第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課
各国公私立大学担当課 御中
各公私立短期大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

「男性・男児のための性暴力被害者ホットライン」開設の周知について（依頼）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為です。とりわけ、子どもや若者に対する性犯罪・性暴力は、被害に遭った当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であって、断じて許されないものです。令和5年7月26日には、「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」が策定され、子ども・若者の性被害防止について、政府一体となって取組を進めているところです。

この度、内閣府から、「男性・男児のための性暴力被害者ホットライン」の開設について、別紙の通り周知依頼がありましたので、適宜周知いただきますようお願いいたします。

なお、「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」については、令和5年7月27日付け「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージの策定について（通知）」（以下URL参照）において依頼しているところですので、あわせてご確認ください。

【令和5年7月27日付け事務連絡】

https://www.mext.go.jp/content/20230727-mxt_kyousei01_000014005_2.pdf

各都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（専修学校・各種

学校を含む。以下同じ。) 及び域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の私立学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の担当課におかれては所轄の学校に対して、各国公私立大学・各公私立短期大学担当課・各国公私立高等専門学校担当課におかれては学内及び附属学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の専修学校に御周知くださるようお願いいたします。

【本件連絡先】

総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
男女共同参画学習室 男女共同参画企画係

TEL:03-5253-4111 (内線 3406)

事務連絡
令和5年9月19日

性犯罪・性暴力強化のための関係府省会議担当課長 殿

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課長

「男性・男児のための性暴力被害者ホットライン」の開設について
(協力依頼)

この度、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月26日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議合同会議取りまとめ）に基づき、下記のとおり「男性・男児のための性暴力被害者ホットライン」を開設することといたしました。

つきましては、本ホットラインの開設について、御了知の上、各省庁内の関係部局、地方公共団体、関係機関等に広く周知していただきますよう、お願いいたします。

また、本ホットラインで受け付ける相談については、その内容等に応じて、地域の警察、児童相談所等に御対応をお願いすることや、人権相談、日本司法支援センター（法テラス）、精神保健福祉センター等の相談窓口を紹介することなども想定されます。つきましては、関係機関等において格段の御配慮をいただけますよう、併せてお願いいたします。

記

- 1 実施期間 令和5年9月22日（金）～令和5年12月23日（土）（予定）
- 2 開設するホットラインの種類
 - (1)男性のための性暴力被害ホットライン（0120-213-533）
毎週土曜日 19:00～21:00
 - (2)男の子と保護者のための性暴力被害ホットライン（0120-210-109）
毎週金曜日・土曜日 16:00～21:00

【添付資料】

男性・男児のための性暴力被害者ホットライン公表資料

男性・男児のための性暴力被害者ホットラインの開設について

内閣府では、9月22日（金）、性犯罪・性暴力の被害に遭った男性や男児及びその保護者等のための臨時的相談窓口として、「男性のための性暴力被害ホットライン」及び「男の子と保護者のための性暴力被害ホットライン」を開設します。

これらの相談窓口では、専門的な知見を有する相談員が電話で相談を受け、相談内容に応じて、相談者が居住する地域の専門機関を紹介するなどの支援を行います。

1. 事業の経緯・目的

性暴力は年齢・性別を問わずに生じ得るものですが、特に男性や男児は、社会全体において男性の性被害に関する誤解や思い込みがあることなどから、被害に遭っても被害の深刻さを認識しにくかったり、相談を躊躇したりすることなどが指摘されています。このため、「こども・若者の性被害防止のために緊急対策パッケージ」（令和5年7月26日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議）において、「相談・被害申告をしやすくする強化策」の一つとして、本年9月中を目途に男性・男児のための臨時的相談窓口を開設する準備を進めることとしたものです。

2. 事業概要

(1) 実施期間

令和5年9月22日（金）～12月23日（土）（予定）

(2) ホットラインの種類・受付日時

① 男性のための性暴力被害ホットライン

電話番号： 0120-213-533

受付日時： 毎週土曜日 19:00～21:00

② 男の子と保護者のための性暴力被害ホットライン

電話番号： 0120-210-109

受付日時： 毎週金曜日・土曜日 16:00～21:00

(3) 実施体制

内閣府から事業を受託した（一財）大阪府男女共同参画推進財団において、専門的知見を有する相談員が相談を受け付けます。

なお、本事業の他に、全国のワンストップ支援センター等、以下の相談窓口においても、引き続き、年齢・性別を問わず相談を受け付けています。

- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」
- ・ 性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103（ハートさん）」(警察)
- ・ 性暴力に関するSNS相談「Cure time（キュアタイム）」

各種相談窓口の詳細は、内閣府男女共同参画局のウェブサイトに掲載していますので御参照ください。

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/consultation.html

本件担当：

内閣府男女共同参画局

男女間暴力対策課

03-5253-2111（代表）

男性のための性暴力被害ホットライン

対象：性暴力被害を受けた男性の方

※ 相談員は全て男性です。



フリーダイヤル
0120-213-533

相談できる日時
毎週**土曜日** 19:00～21:00

ホットラインでは、あなたが不安に思っていること、心配していること、迷っていることをお聞きし、一人ひとりの状況に応じて、安心できる方法を一緒に考えます。支援を受けられる機関についても情報提供します。匿名でも相談できます。秘密は守ります。

性被害は性別にかかわらず誰にでも起こりえます。どんな場合であっても、あなたは、悪くありません。
「男性が被害に遭うはずがない」「男性なら抵抗できるはず」「男性が被害に遭うのは恥ずかしい」
これらは間違った思い込みです。からだが反応したとしても、それは自然な生理反応であり、あなたの気持ちとは、関係ありません。
性的な行為に同意したという証しではありません。ひとりで悩まずご相談ください。

<性暴力に関するその他の相談先>



性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター全国共通番号
「#8891 (はやくワンストップ)」
最寄りのワンストップ支援センターにつながります。
(毎日24時間365日相談できます。)



性暴力に関するSNS相談
Cure time「キュアタイム」

チャットやメールで相談できます。

相談先QRコード

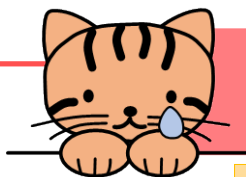


性犯罪被害者相談電話共通番号
「#8103 (ハートさん)」

最寄りの性犯罪被害相談電話窓口につながります。

【問い合わせ先】

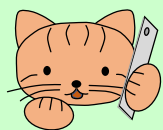
男性・男児のための性暴力被害ホットライン事務局（（一財）大阪府男女共同参画推進財団）
御問合せはこちら⇒ <https://forms.office.com/r/d8NqSV9v3v>



おとこ こ ほごしゃ せいぼうりよくひがい
男の子と保護者のための性暴力被害ホットライン

りょう ひと おとこ こ ほごしゃ
利用できる人：男の子とその保護者など

※ 18歳以上の男性の性暴力被害者の方は「男性のための性暴力被害ホットライン」(0120-213-533)をご利用ください。



フリーダイヤル

0120-210-109

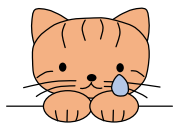
にやんと トーク

そうだん ひ じかん
相談できる日・時間

まいしゅうきんようび どようび ゆうがた よる
毎週金曜日・土曜日 夕方4:00～夜9:00

このホットラインは、性暴力の被害にあった男の子のための相談先です。
 水着でかくれるところをさわられたり、見られたり、インターネットで裸の写真を送れと言われたりしたことはありませんか？
 ホットラインでは、あなたの気持ちを大切にしながら、どうしたらよいか一緒に考えます。名前を言わなくても相談できます。ひみつは守ります。
 (18歳未満の性暴力被害者の男の子の保護者の方などにも御利用いただけます。)

「誰にも言っちゃだめだよ」って言われて、からだをさわられた。キスをされた。はだかの写真をとられた。みんなの前で、ズボンを下ろされた。

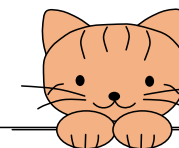


なんかいやだっけど、とつてもいやだっけど、はずかしかったけど、なんなんなんだからわからない。

誰にも言わなかったし、言えなかった。でも、その時のことを思い出すし、何もうまくいかない。

自分のことも、きらいになるし、なにもかも、いやになってしまった。

そんなとき、見つけたホットライン。「きみはなんにもわるくないよ。このホットラインはきみのミカタだよ。」



そちらでも相談できます>

いちはやく
189

ハートさん
#8103

性犯罪・性暴力被害者のための
 サンストップ支援センター
 はやくワンストップ
#8891

Cure time
 — 被害者の悩み、軽減してあげませんか? —

親子のための相談
 LINE

こどもの人権110番
0120-007-110

相談窓口QRコード

でんわ 相談
 電話で相談

そだん
 チャットで相談

でんわ チャット・メールで相談